

屋外に灰皿を設置する場合 周囲への配慮が必要です

屋外に灰皿(喫煙場所)を設置する場合、健康増進法では、「**望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない**」という配慮義務があります。(法第27条第2項)

屋外に灰皿(喫煙場所)を設置する場合には、下記のことに配慮しましょう。

灰皿(喫煙場所)設置の配慮とは・・・？ (以下は一例です)

○人通りの多い場所(店舗の出入口や歩道の近く)には置かない



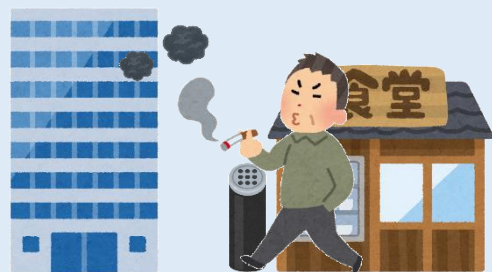
○路上の近くには置かない



○営業時間外は使用できないように片付ける



○たばこの煙が隣接する建物に容易に流れ込む場所には置かない



受動喫煙に関する相談があった場合には、できる限り灰皿(喫煙場所)を撤去しましょう。撤去が難しい場合は、受動喫煙を生じさせることのない場所へ灰皿(喫煙場所)を移動させましょう。